

日付	JIS番号：発効年 規格名称	件名	問合せ内容	回答
2023.01.26	JIS A 5705:2022	JISA5705改正に伴う表示（製造日）について	<p>箇条10 d)では「製造年月日又はその略号」になっていますが、これには国際規格に一致していることを示すアンダーラインが入っていません（通常、アンダーラインはISOからの変更箇所を示すと思いますが、この規格は一致している箇所を下線としています）。</p> <p>当該記載は、改正前は「製造年月又はその略号」となっていました。</p> <p>附属書JA(国際規格との対比表)の箇条10の行、d)の列の欄ですが、ISOの規定項目に製造日に関する記述がありません。また、JISでの規定項目として「製造年月又はその略号」と記載されています。</p> <p>附属書JB及び解説には製造日変更に関する記載は何もありません。</p> <p>上記により、単純な間違いなのか、国際規格に整合させたのか判断できません。</p> <p>現行JISとおおり、「製造年月日」となるのか、「製造年月」の誤りなのか、ご回答願います。</p>	<p>ご指摘のとおり、誤りとなります。また、改めて見直したところ、箇条10 の対応国際規格との一致状況に関する下線の記載に誤りがありました。したがって、箇条10は次のとおりとなります。</p> <p>10 表示 この規格の全ての要求事項に適合したビニル系床材のこん包又は包装には、次の事項を表示する。</p> <p>a) この規格の番号又はこの規格の名称 b) 製品の種類を表す記号 c) 製造業者名又はその略号 d) 製造年月又はその略号 e) 寸法（厚さ、幅及び長さ） f) 難燃性の表示：難燃性をもつ置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイルは、“難燃”の文字の表示を行う。</p> <p>上記については、今後追補改正又は正誤票の発行を実施する予定です。</p> <p>なお、JISマーク表示制度の運用は、上記対応を行うまでの間、「製造年月」で運用願います。</p>